

第13章 準備書についての意見と事業者の見解

13.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

13.1.1 準備書の公告及び縦覧

1. 準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

令和5年6月16日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和5年6月16日（金）付けの日刊新聞紙（河北新報）

（※令和5年6月23日（金）、24日（土）に開催する説明会についての公告を含む。）

② インターネットによるお知らせ

令和5年6月26日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 当社ホームページ
- ・ 仙台市 Web サイト

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計3か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 仙台市環境局環境部環境企画課（宮城県仙台市青葉区二日町）
- ・ 湯元市民センター（宮城県仙台市太白区秋保町湯向）
- ・ 秋保総合支所（宮城県仙台市太白区秋保町長袋字大原）

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 当社ホームページに縦覧及び意見募集などの案内、準備書・要約書の内容を掲載した。
- ・ 仙台市公式 Web サイトに縦覧、意見募集などの案内、準備書・要約書の内容を掲載して頂いた。

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和5年6月16日（金）から令和5年7月18日（火）まで
（各庁舎の開庁日）
- ・ 縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は0人であった。

（内訳） 仙台市環境局環境部環境企画課	0名
湯元市民センター	0名
秋保総合支所	0名

2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和5年6月23日（金）19:00～20:30

- ・開催場所：湯元市民センター（宮城県仙台市太白区秋保町湯向 2-20）
- ・来場者数：7名

② 令和5年6月24日（土）10:00～11:30

- ・開催場所：湯元市民センター（宮城県仙台市太白区秋保町湯向 2-20）
- ・来場者数：3名

なお、説明会の参加者が少なかったことから、説明会開催後、縦覧場所に「（仮称）太白CC太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書説明会資料」を置き、当社ホームページにおいて資料を閲覧できるように掲載した。

3. 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年 6 月 16 日（金）から令和 5 年 8 月 1 日（火）まで
（郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・ 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・ 当社への書面の郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 0 通、意見の件数は 0 件であった。

13.1.2 準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地から提出された意見は 0 件であった。

13.2 準備書についての市長意見及び事業者の見解

13.2.1 準備書についての仙台市長意見及び事業者の見解

準備書に対する仙台市長意見（令和5年11月13日）に対する事業者の見解は表13.2-1のとおりである。

表13.2-1(1) 準備書に対する仙台市長意見と事業者の見解

仙台市長の意見	事業者の見解
<p>1 全体事項</p> <p>(1) 本事業では調整池の堤体の整備等のため土地の改変を行うが、計画地周辺には住宅地等が存在し、工事の実施に伴う生活環境への影響が懸念される。工事中においては、仮設沈砂池の設計や排水路等の維持管理を適切に行い、濁水流出防止対策を徹底すること。</p>	<p>(1) 工事中における仮設沈砂池の設計や排水路等の維持管理を適切に行い、濁水の流出防止対策を徹底します。(p.2-43～2-47)</p>
<p>(2) 近年、集中豪雨の激甚化や発生頻度の増加により、全国的に水害及び土砂災害等が発生していることから、パネル設置による雨水流出について安全側で計算することはもとより、基礎地盤の状態を重視した調整池の堤体の安定計算を行うとともに、水流の変化による環境影響も考慮した調整池の設計とすること。</p>	<p>(2) パネル設置等による雨水流出による調整池の容量については安全側で設計しています。また、調整池の堤体の設計においては、複数箇所のボーリングを実施し、基礎地盤の状態を踏まえた調整池の堤体の安定計算を行うとともに、環境影響も考慮した調整池の設計としています。(p.2-10～2-36)</p>
<p>(3) 大雨による土砂災害発生について住民から懸念が寄せられており、調整池については、堤体の各部材の耐用年数にかかわらず、堤体構造の健全性について適切な点検管理および補修を行うこと。また、事業終了後は原状復帰を行わず調整池を防災施設として残置するとの計画であることから、管理者が変更された場合においても維持管理を承継すること。</p>	<p>(3) 調整池については、堤体の各部材の耐用年数にかかわらず、堤体構造の健全性について適切な点検管理および補修を行うとともに、事業終了後に、管理者が変更された場合においても維持管理を承継することとし、その旨を評価書の事業計画に記載いたします。(p.2-58)</p>
<p>(4) 本事業では既存ゴルフ場のコース部分を使用してソーラーパネルの設置を行い、パネルの下および間の草地管理は除草剤を使わずに行う計画であるが、植物の生長状態に合わせた順応的管理の手法を取り入れるとともに、その周囲も含めた緑化状況についてモニタリングを行うこと。</p>	<p>(4) パネルを設置部及びその間の草地の管理は、除草剤を使わずに行うとともに、植物の生長状態に合わせた順応的管理の手法を取り入れます。また、その周囲も含めた緑化状況については仙台市条例に基づき実施する事後調査においてモニタリングを行う計画としています。(p.2-58)</p>
<p>(5) 事業計画の検討および工事の実施にあたっては、事業に伴う土地の安定性への影響を懸念する意見が寄せられていることから、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、災害発生時における地元住民対応を含めた連絡体制を明らかにし、不安の払拭に努めること。</p>	<p>(5) 事業に伴う土地の安定性への影響については地域住民等に対し丁寧に説明を行います。また、災害発生時における地元住民対応を含めた連絡体制については評価書に記載するとともに、こまめに周知を行う事で地元住民の不安の払拭に努めます。(p.2-59)</p>
<p>2 個別事項 (土壌環境)</p> <p>(1) 森林化していても斜面崩壊する事例はあることから、事業地内の過去の大雨で表土が崩れた場所については、現在森林化して安定していても、水を含んだ状態での地盤の挙動や、地盤の風化の性質等を十分に考慮した適切な安定計算の実施および土砂流出防止対策を講じること。</p>	<p>(1) 事業地内の過去の大雨で表土が崩れた場所については、評価書の資料編において周辺のボーリング調査結果を用いて地盤定数を設定し、斜面の地層の飽和土壌における安全率の計算結果を示して、その安全性を確認しています。(p.2-59, 資料編資料図4, 資料編資料①)</p>
<p>(2) 本事業では土地の安定性は評価項目として選定されていないが、表土の浸食により土が流出し水が濁る可能性が考えられるため、水の濁りを指標として地盤の異常を検出する管理手法の導入を検討すること。</p>	<p>(2) 本事業の造成箇所については、評価書の事業計画に示しているように造成法面は土砂流出防止対策(p.2-43～2-47)、また、堤体の構図についてはダブルウォール及び土堰堤の安全計算を実施したうえで設計している(p.2-35～2-36)ことから、土砂流出は防止されています。また、供用後においてはこれら防災施設の維持管理点検を年6回実施する予定です。また、過去に表土の崩れが見られた箇所においては、観測点(杭または鉋を打設)を設け変状が発生していないか定点観測を実施いたします。(p.2-48, 資料編資料図4)</p>

表 13.2-1(2) 準備書に対する仙台市長意見と事業者の見解

仙台市長の意見	事業者の見解
<p>(動物・植物)</p> <p>(3) 本事業地内の池には希少な貝が生息しており、そのうちヒメヒラマキミズマイマイについては改変区域内の池でのみ確認された。調整池の造成にあたっては、水生生物への影響を考慮して河床への影響を最小限にとどめるとともに、希少な貝について移殖も含めたより積極的な環境保全対策を行うこと。</p>	<p>(3) 改変区域内のみで確認されたヒメヒラマキミズマイマイについては、確認された池において、工事に支障のない位置への移動を行い、工事後もモニタリングを行うことといたしました。この旨を評価書に記載いたします。(p.12.1.4-133, p.12.1.6-61, p.12.3-4)</p>
<p>(4) トウホクサンショウウオの移殖先として造成する人工産卵池は、長さ 3m・奥行き 50cm・深さ 20cm 程度の細長い形状で、傾斜地に水平に設置する計画である。水が流入しやすく大雨時に水があふれることが予想されることから、生息環境への影響を考慮し、設置場所や大きさについて改めて検討すること。</p>	<p>(4) 人工産卵池の大きさについては、トウホクサンショウウオが湧水の水たまりや林道沿い雪解け水の水たまり、轍にできた水たまりなどが産卵地になっていることから、大きさとしては十分であると考えております。大雨時における影響を低減できるよう、人工産卵池の設置に際しては、専門家へのヒアリング結果を踏まえ、周囲の環境を維持しつつ、池の流入部で勾配が緩い箇所を選定いたします。(p.12.3-2)</p>
<p>(5) トウホクサンショウウオのモニタリングは供用後 1 年間行う計画だが、工事後の生態系の安定には年単位の時間が必要であることから、同様の事例や専門家の意見等も参考に、3 年から 5 年間程度のより長期間丁寧にモニタリングを行うこと。</p>	<p>(5) トウホクサンショウウオのモニタリング期間については、モニタリング調査結果及び専門家の意見を踏まえつつ、工事 2 年目から供用後 3 年目までの 4 年程度実施する計画といたします。(p.12.3-2)</p>
<p>(6) ノスリおよびタヌキの生息については本事業実施区域内の乾性草地在重要との予測結果であるものの、本事業実施区域外に適地があるため影響は小さいと評価している。環境への影響の大小については科学的な判断にもとづく評価を行うこと。</p>	<p>(6) ノスリの餌対象となるネズミ類といった小型哺乳類について、調査の結果、ハタネズミといった主に草地環境に生息する種は確認されておらず、主に樹林環境で確認されるアカネズミが多い結果となっております。(p.12.1.6-66) ノスリの飛翔状況からも、ゴルフ場での採餌行動の確認回数は少ないものとなっております、確認された餌対象種の生息状況及びノスリの飛翔状況を踏まえると、草地環境よりも林縁部において採餌を行っているものと考えられます。(p.12.1.6-67) また、残地森林の確保により、事業実施後にも林縁部は残ることになりますので、採餌環境としての影響は小さいと考えております。タヌキに関しては、草地環境における生息環境の好適性は高い結果となっておりますが、樹林環境での確認数も多く、それに伴い好適性も高い結果となっております。(p.12.1.6-54) 解析範囲内での樹林環境の面積は草地環境と比較しておよそ 6 倍程度存在していることから(p.12.1.6-68)、パネルの配置検討によりタヌキの移動を極力妨げない、生息場所となり得る残地森林を確保するといった環境保全措置を実施することで、影響は低減出来ているものと考えております。評価書において、この旨を記載いたします。</p>
<p>(景観)</p> <p>(7) 本事業ではソーラーパネルがフルブラックであり既存ゴルフ場のコースに比べてコントラストが小さくなるとの予測だが、ソーラーパネルの存在自体が景観に大きな影響を与えると考える周辺住民の意見や観光客が受ける印象にも十分配慮すること。</p>	<p>(7) 利用されてきた方や観光客のご心情に寄り添える表現となるよう、評価書にて記載を修正いたしました。(p.12.1.7-14)</p>

第 1 4 章

第14章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」(昭和39年法律第170号)第46条の14第1項の規定に基づく環境影響評価準備書についての経済産業大臣の勧告(令和6年1月22日 20230615 保第8号)は、次のとおりである。

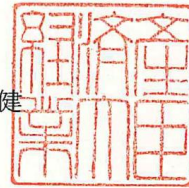
経済産業省

20230615保第8号
令和6年1月22日

株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表取締役 原田 秀雄 殿



経済産業大臣 齋藤 健



株式会社ブルーキャピタルマネジメント「(仮称)太白C.C太陽光発電
事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和5年6月15日付けで届出のあった「(仮称)太白C.C太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書」について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、同条第4項の規定に基づき、仙台市長からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第4項の規定に基づく仙台市長の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

(別紙)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 水生生物に対する影響について

対象事業実施区域内のため池において、「環境省レッドリスト2020」に基づく絶滅危惧ⅠB類に分類されているホトケドジョウ、ヒメヒラマキミズマイマイ等の重要な水生生物の生息が複数確認されている。

このため、水生生物を専門とする有識者等への意見聴取や、必要に応じた事業計画の見直しを実施し、水生生物の生息環境を確保する等、適切な環境保全措置を講じることで水生生物に対する影響を回避又は低減すること。また、工事中及び供用後において、トウホクサンショウウオに加え、ヒメヒラマキミズマイマイの生息状況等についても事後調査を適切に実施し、重大な影響が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。加えて、ホトケドジョウ等のその他重要な水生生物に対する影響について、目視確認等による環境監視を実施すること。

(2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このた

め、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、止むを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。



第 1 5 章

第15章 準備書記載事項の修正の概要

環境影響評価準備書についての経済産業大臣の勧告（令和6年1月22日 20230615 保第8号）、環境大臣意見及び仙台市長意見を踏まえ、準備書の記載内容の見直しを行い、その記載事項を修正した。

修正の概要は表 15-1 のとおりである。

表 15-1(1) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
第2章 対象事業の目的及び内容 2.1 対象事業の目的	2-1	地域貢献の内容を具体的に記載した。	より具体的な内容とした。
2.2.5 特定対象事業の主要設備の配置計画 1. 発電所の設備の配置計画	2-8～9	図 2.2-3 設備の配置計画にフェンスを追加した。	内容を追加した。
2. 調整池等	2-12～2-23	図 2.2-6 調整池の平面図・断面図に、変更内容がわかるような情報を追加するとともに、文字を大きくする、補足的な情報を削除するなど修正した。	内容を追加し、適切な記載とした。
2.2.6 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 1. 工事期間及び工事工程	2-37	表 2.2-6 建設工事の工程を変更した。	事業計画の変更による。
2. 主要な工事の方法及び規模 (1) 主要な工事内容	2-39	表 2.2-8 の使用重機の名称を、表 2.2-12 に統一した。	より適切な記載とした。
2.2.7 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項 1. 土地の造成の方法及び規模	2-48 資料編資料図 4 資料編資料①	過去の大雨時で表土が崩れた箇所において、安定性の計算結果を資料編の資料①に追加し、変状の有無を確認する定点観測を実施する旨を追加した。資料編図 4 に観測位置を追加した。	仙台市長意見を踏まえ追加した。
3. 樹木の伐採の場所及び規模	2-48	表 2.2-16 事業実施による植生の改変面積について、植生分布の修正に伴い数値を更新した。	より適切な内容とした。
2.2.9 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 1. 発電所の主要設備の概要	2-53	使用する架台の強度計算について追記した。	内容を追加した。
1. 発電所の主要設備の概要	2-53	ソーラーパネルの含有化学物質について、部位ごとの含有率に関する補足をした。	より適切な記載とした。
1. 発電所の主要設備の概要	2-54	図 2.2-22 架台の設置方法について、凍結深度に関する情報を補足した。	より具体的な内容とした。
1. 発電所の主要設備の概要	2-56	ソーラーパネル設置範囲における傾斜別面積の図 2.2-24 を追加した。	内容を追加した。
2. 供用計画 ③ 維持管理概要	2-58	防災施設点検として、調整池の機能及び状態の目視点検等を実施する旨を追記した。	より具体的な内容とした。
③ 維持管理概要	2-58	土地所有者が変更となった場合の維持管理を承継について追記した。	仙台市長意見を踏まえ追加した。
③ 維持管理概要	2-58	ソーラーパネルの下及び間の草地管理について、草刈りの頻度や、管理方法などを追記した。	仙台市長意見を踏まえ追加した。
③ 維持管理概要	2-58	調整池の浚渫土の処分方法を追記した。	内容を追加した。

表 15-1(2) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
④ 災害時の対応	2-59	災害発生時における地域との連絡体制を示す維持管理体制図を追加した。	仙台市長意見を踏まえ追加した。
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.1 自然的状況 3.1.1 地形及び地質の状況 3. 土地の安定性	3.1-33 資料編資料図2	ソーラーパネル用地と傾斜区分を重ね合わせた図を資料編の資料図2に追加した。	内容を追加した。
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 3. 生態系の状況 (3) 重要な自然環境のまとまりの場	3.1-100	仙台市環境共生課へのヒアリングを実施し、図3.1-36(3)重要な自然環境のまとまりの場3の「植物生育地として重要な地域(仙台市)」を最新版に更新した。	より適切な記載とした。
3.2 社会的状況 3.2.1 人口及び産業の状況 2. 地下水の利用状況 (2) 温泉	3.2-16	対象事業実施区域内の源泉の状況について追記した。	内容を追加した。
3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 1. 公害関係法令等 (3) その他の環境保全計画等 ⑥ 仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例	3.2-62	対象事業実施区域が「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」(令和5年仙台市条例第30号)の指定する設置規制区域に該当しない旨を追記した。	内容を追加した。
2. 自然関係法令等 (4) 国土防災関係 ⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	3.2-79 資料編資料図3	土砂災害警戒区域と設備配置を重ね合わせた図を資料編の資料図3に追加した。	内容を追加した。
第10章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 10.2 調査、予測及び評価の手法の選定 10.2.2 選定の理由	10.2-43	希少猛禽類の調査位置図に視野図を掲載した図10.2-4(2-5)を追加した。	内容を追加した。
10.2.3 専門家等の意見の概要	10.2-83	評価書段階でのヒアリング内容を記載した。	内容を追加した。

表 15-1(3) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
第 12 章 環境影響評価の結果 12.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 12.1.1 大気環境 1. 大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質） (2) 予測及び評価の結果 ① 工事の実施 a. 工事中資材等の搬出入 (b) 予測 オ. 予測結果	12.1.1-23	予測結果の補足として表 12.1.1.1-13 を追記した。	内容を追加した。
2. 大気質（粉じん等） (2) 予測及び評価の結果 ① 工事の実施 a. 工事中資材等の搬出入 (b) 予測 エ. 予測手法 (イ) 予測条件 i. 交通量及び降下ばいじんの諸元 (i) 交通量	12.1.1-30	表 12.1.1.2-3 予測地点における工事関係車両の日平均交通量について、工事着工時期の変更にあわせ、予測条件を再設定した。	事業計画の変更による。
オ. 予測結果 (c) 評価の結果	12.1.1-31～32	表 12.1.1.2-6(1) 工事関係車両の走行による降下ばいじん予測結果について、工事着工時期の変更に伴い再計算を実施した。予測結果に変更はない。	事業計画の変更による。
オ. 予測結果	12.1.1-31	予測結果の補足として、表 12.1.1.2-6(2) を追記した。	内容を追加した。
b. 建設機械の稼働 (b) 予測 エ. 予測手法 オ. 予測結果 (c) 評価の結果	12.1.1-37～39	建設工事の工程変更に伴い、表 12.1.1.2-7 工種別・季節別ユニット稼働位置を修正し、再予測を実施した。予測結果に変更はない。	事業計画の変更による。
12.1.2 水環境 1. 水質（水の濁り） (2) 予測及び評価の結果 ① 工事の実施 a. 造成等の施工による一時的な影響 (b) 予測 エ. 予測手法 (7) 計算式 iv. 沈砂池・調整池排水口の濁水浮遊物質質量	12.1.2-11	予測式の凡例に記載した沈降特性係数を修正した。	適切な記載とした。
v. 沈砂池排水が流入する河川の浮遊物質質量濃度	12.1.2-11	沈砂池排水が流入する河川の浮遊物質質量濃度についての予測式を追加した。	内容を追加した。
12.1.3 その他の環境 1. その他（反射光） (2) 予測及び評価の結果 ① 土地又は工作物の存在及び供用 a. 地形改変及び施設の存在 (b) 予測 オ. 予測結果	12.1.3-10～12	図 12.1.3-6 反射光の継続時間数の図について、わかりやすさのために色味を変更する等した。	より適切な記載とした。

表 15-1(4) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
12.1.4 動物 1. 重要な種及び注目すべき生息地 (1) 調査結果の概要 ② 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 a. 重要な種及び注目すべき生息地 (b) 現地調査 ウ. 調査結果 (イ) 重要な鳥類 i 一般鳥類調査	12.1.4-93	誤植があったため正しい図に差し替えた。	適切な記載とした。
(ク) 重要種が確認された池の保全状況	12.1.4-123～132	対象事業実施区域の池について、保全状況と、生物調査で確認された重要な種の関係がわかるよう図表を追加した。	内容を追加した。
(2) 予測及び評価の結果 ① 工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の存在及び供用 a. 造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在 (a) 環境保全措置	12.1.4-133 (12.1.4-199)	調整池の設置に当たっては、水抜き後に水が溜まる場所へ水生生物を移動させるとともに、可能な範囲で池の内部に窪みを設置し、水生生物の生息環境の創出に努める。とくに改変区域内のみでしか確認されなかったヒメヒラマキミズマイマイについて、確認された池を拡張し、生息環境の維持に努める旨を追記した。	経済産業大臣の勧告及び仙台市長意見を踏まえ、事業計画を見直し、追加した。
(a) 環境保全措置	12.1.4-133 (12.1.4-199)	調整池は、降雨時に生じる滞水範囲については伐採するものの、地形の改変は堤体と管理道のみとし、生息環境の維持に努める旨を追記した。	仙台市長意見を踏まえ、事業計画を見直し、追加した。
(b) 予測 エ. 予測結果	12.1.4-141	事業の実施による植生の改変面積及び改変率について、対象事業実施区域内の池の状況を植生分布に反映した。	適切な記載とした。
エ. 予測結果	12.1.4-143～198	各重要種への影響予測について、群落の改変率を表 12.1.4-50 にあわせて修正した。	適切な記載とした。
エ. 予測結果	12.1.4-169, 175, 188, 190, 192 ～198	各重要種への影響予測について、環境保全措置を修正し、予測を見直した。	事業計画を見直し、追加した。
(c) 評価の結果 7. 環境影響の回避・低減に係る評価	12.1.4-199	調査結果、予測評価結果、環境監視及び事後調査を踏まえ、必要に応じて専門家にヒアリングを実施する旨を追記した。	経済産業大臣の勧告を踏まえ、追加した。

表 15-1(5) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
12.1.5 植物 1. 重要な種及び重要な群落 (1) 調査結果の概要 b. 現地調査 (d) 調査方法 (e) 調査結果	12.1.5-14, 17, 19	群落名「ゴルフ場」を「シバ植栽地」に変更した。	より適切な記載とした。
(e) 調査結果	12.1.5-16	図 12.1.5-4 植生図（対象事業実施区域及びその周囲 500m）に対象事業実施区域内の池を、12 水生植物群落もしくは 24 開放水域として反映した。	より適切な記載とした。
(2) 予測及び評価の結果 ① 工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用 a. 造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在 (a) 環境保全措置	12.1.5-54 (12.1.6-93)	ミクリに関する環境保全措置を追加した。	事業計画の変更による。
(a) 環境保全措置	12.1.5-54 (12.1.6-93)	調整池は、降雨時に生じる滞水範囲については伐採するものの、地形の改変は堤体と管理道のみとし、生育環境の維持に努める旨を記載した。	仙台市長意見を踏まえ、事業計画を見直し、追加した。
(b) 予測 ウ. 予測手法	12.1.5-62	ミクリを移植対象外とした旨を追加した。	事業計画の変更による。
ウ. 予測手法	12.1.5-63～65	移植対象種の生育状況及び確認位置を追加した。	内容を追加した。
ウ. 予測手法	12.1.5-66	移植対象外とした重要種の確認状況にミクリの内容を追加した。	事業計画の変更による。
エ. 予測結果 (ア) 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生	12.1.5-68～69	事業の実施による植生の改変面積及び改変率について、対象事業実施区域内の池の状況を植生分布に反映した。	適切な記載とした。
(イ) 重要な種	12.1.5-80	環境保全措置の変更を踏まえ、ミクリの予測結果を修正した。	事業計画の変更による。
(c) 評価の結果 ア. 環境影響の回避・低減に係る評価	12.1.5-93	調査結果、予測評価結果、環境監視結果及び事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて専門家にヒアリングを実施するとともに、より著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講ずることとする旨を追加した。	内容を追加した。

表 15-1(6) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
12.1.6 生態系 1. 地域を特徴づける生態系 (1) 調査結果の概要 ① 動植物その他の自然環境に係る概況 b. 現地調査 (e) 調査結果	12.1-6-4~5	環境類型区分を修正後の植生分布にあわせて更新した。	より適切な記載とした。
(e) 調査結果	12.1.6-9	食物連鎖模式図（現地調査）を適切に修正した。	適切な記載とした。
② 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 c. 典型性注目種（タヌキ）に係る調査結果の概要 (c) 現地調査 カ. 調査結果及び解析結果 (7) タヌキの生息状況	12.1.6-54	タヌキの生育状況の調査結果について、考察を追記した。	仙台市長意見を踏まえ、内容を追加した。
(2) 予測及び評価の結果 ① 工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用の存在及び供用 a. 造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設 の存在 (a) 環境保全措置	12.1.6-61 (12.1.6-72)	調整池の設置に当たっては、水抜き後に水が溜まる場所が存在する場合には水生生物を移動させるとともに、可能な範囲で池の内部に窪みを設置し、水生生物の生息環境の創出に努める旨を記載した。	仙台市長意見を踏まえ、事業計画を見直し、追加した。
(a) 環境保全措置	12.1.6-61 (12.1.6-72)	調整池は、降雨時に生じる滞水範囲については伐採するものの、地形の改変は堤体と管理道のみとし、生息環境の維持に努める旨を記載した。	仙台市長意見を踏まえ、事業計画を見直し、追加した。
(b) 予測 エ. 予測結果 (7) ノスリ（上位性） iii. 餌資源量	12.1.6-66	ノスリの餌資源量の予測について、考察を追記した。	仙台市長意見を踏まえ、内容を追加した。
iv. 総合考察	12.1.6-67	ノスリの営巣に及ぼす影響が小さい旨を追記した。	仙台市長意見を踏まえ、内容を追加した。
(イ) タヌキ（典型性） i. 生息環境	12.1.6-68	タヌキの生息環境の予測について、考察を追記した。	仙台市長意見を踏まえ、内容を追加した。
i. 生息環境	12.1.6-70	環境類型区分を修正後の植生分布にあわせて更新した。	より適切な記載とした。
iii. 総合考察	12.1.6-71	解析範囲内での樹林環境の面積は草地環境と比較しておよそ6倍程度存在している旨を追記した。	内容を追加した。
(c) 評価の結果 7. 環境影響の回避、低減に係る評価	12.1.6-72	これらの調査結果、予測評価結果、環境監視結果及び事後調査を踏まえ、必要に応じて専門家にヒアリングを実施するとともに、より著しい影響が生じると判断した際には、専門家の指導や助言を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講ずることとする旨を追記した。	内容を追加した。

表 15-1(7) 準備書記載事項の修正の概要

項目	評価書 ページ	修正内容	修正の理由
12.1.7 景観 1. 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 (2) 予測及び評価の結果 ① 土地又は工作物の存在又は供用 a. 地形改変及び施設の存在 (b) 予測 イ. 主要な眺望景観の状況 (ウ) 予測結果	12.1.7-14	表 12.1.7-4 主要な眺望点からの眺望景観の予測結果について、事業実施により、ゴルフ場跡芝地が視認できなくなる旨を追記する等、修正した。	仙台市長意見を踏まえ修正した。
(c) 評価の結果 7. 環境影響の回避、低減に係る評価	12.1.7-20	地形改変及び施設の存在による主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観への影響について、実行可能な範囲で低減されているものと評価結果を修正した。	適切な記載とした。
(c) 評価の結果 イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討	12.1.7-20	「仙台市「杜の都」景観計画」(仙台市、平成 21 年) に基づく対象事業実施区域のゾーン分類を修正した。	適切な記載とした。
12.1.9 廃棄物等 1. 産業廃棄物 (1) 予測及び評価の結果 ② 土地又は工作物の存在及び供用 a. 地形改変及び施設の存在 (a) 環境保全措置 (c) 評価の結果	12.1.9-3~4	太陽電池発電設備の処分等に当たって、適切な処理方法の例を具体的に追加した。	経済産業大臣の勧告を踏まえ追加した。
(a) 環境保全措置 (c) 評価の結果	12.1.9-3~4	ソーラーパネルを廃棄する際には、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う旨を、環境保全措置として追加した。	経済産業大臣の勧告を踏まえ追加した。
12.2.4 環境保全措置に係る環境監視計画	12.2-29	環境監視の結果は基本的に報告書に取りまとめ、公表することとした。	経済産業大臣の勧告を踏まえ、追加した。
	12.2-30~33	表 12.2-22 (2)(3) 環境監視計画(運転開始後)に、動物、植物、生態系の項目、及び表 12.2-22 (5) 環境監視計画(その他)を追加した。	経済産業大臣の勧告及び仙台市長意見を踏まえ、追加した。
12.2 環境保全のための措置 12.2.2 経済産業大臣勧告を踏まえた環境保全に対する考え方	12.2-2	経済産業大臣勧告を踏まえた環境保全に対する考え方を追加した。	内容を追加した。
12.3 事後調査 12.3.1 事後調査	12.3-2	トウホクサンショウウオの人工産卵池の構造などを補足追記し、利用状況調査の期間を修正した。	仙台市長意見を踏まえ修正した。
12.3.1 事後調査	12.3-3	図 12.3-1(1) 人工産卵池設置箇所を修正した。	調査計画の変更による。
12.3.1 事後調査	12.3-4	両生類、魚類・底生動物についての事後調査を追加した。	調査計画の変更による。
12.3.1 事後調査	12.3-5~6	ミクリを移植対象外とし、植物の移植実施時期及びモニタリング時期を修正した。	調査計画の変更による。

(空白)

第 1 6 章

第16章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

委託事業者の名称 : 一般財団法人日本気象協会
代表者の氏名 : 代表理事会長 春田 謙
主たる事務所の所在地 : 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

(空白)